

第31号議案

令和4年度教育委員会の事務の点検・評価（令和3年度実績）について

京都府教育委員会基本規則第17条第24号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年8月25日

教育長 前川 明範

提出の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、提出するものである。

令和4年度教育委員会の事務の点検・評価 (令和3年度実績)について

1 点検・評価の義務付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、各教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することとされている。

また、この点検及び評価に当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 府教委の対応

点検・評価の内容、報告書の様式、議会への報告の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされており、以下のとおり報告書を取りまとめることとする。

(1) 教育委員会の運営状況

・教育委員の基本情報及び教育委員会議の開催状況等について取りまとめる。

(2) 「第2期京都府教育振興プラン」に基づく取組実績

・第2期京都府教育振興プランに掲げた推進方策ごとに、施策等の進捗及び推進に係る取組状況を取りまとめる。

・「京都府教育行政点検評価会議」による外部評価を活用する。

3 今後のスケジュール

9月12日 京都府議会9月定例会で報告、府教委ホームページにおいて公表

■京都市教育委員会の総評**(新型コロナウイルス感染症への対応)**

- コロナ禍においても子どもたちの学びが継続できるよう学校体制を充実するとともに、長引くコロナにより子どもたちに様々な影響を及ぼすことが指摘されている中、心のケアなど一人一人の状況に応じた支援も充実した。

依然、コロナの終息は見通せない状況ではあるが、今後も、感染拡大を防ぎつつ、学校教育活動を継続することを基本として対策を講じる必要がある。

(推進方策1：豊かな学びの創造と確かな学力の育成)

- 各段階毎に基礎学力の定着を図る取組などにより、学力は全国と比較して高い水準にある。一方で、個別に課題がある児童生徒も一定おり、学力状況に応じた取り組みを進める必要がある。

次世代型学力・学習状況調査については、児童生徒一人一人の学力を分析するとともに、蓄積されたデータを活用することで学びの成長につながるものであり、円滑導入に向け更に検証を進めることが必要である。

- 「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合」などが高いことは、これまでの様々な取組の成果であるが、今後は、ICTの活用や大学、企業等とも連携し、探究的な学びの一層の充実を図ることが必要である。
- 児童生徒用のタブレット端末等の整備・導入を進める中、今後は、全ての学校で授業効果を考えたICTの活用や個性に応じた利用が進むよう、教員の指導力向上、人材育成を進めることが重要である。

(推進方策2：豊かな人間性の育成と多様性の尊重)

- 「いじめはいけないことだと思っている子ども」の割合が高く、これまでの人権教育やいじめ対策などの取組の成果が現れている。

一方で、不登校の増加やヤングケアラーなどの問題も生じてきており、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな対応が求められ、教員の変化に気づく力を高めるとともに、スクールカウンセラーなど専門機関と連携し対応できる体制を一層充実していく必要がある。

(推進方策3：健やかな身体の育成)

- 「卒業しても運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う子どもたち」の割合が高いことは、幼児期からの運動習慣の定着に向けた取組や運動好きな子どもを育てる取組による成果が現れている。

- 部活動の地域移行については、府内2市町で実践研究を行い、多様な地域部活動が実践されるなどの成果が見られた一方で、地域部活動を担う指導者不足や保護者の経済的負担の増加など様々な課題もあり、市町教育委員会を含め、引き続き部活動の在り方を検討していく必要がある。

(推進方策4：学びを支える教育環境の整備)

- 教職員の働き方改革については、充実した教育を行う上でベースとなる非常に重要な問題である。外部人材の活用等により、総勤務時間数が減少はしているものの、依然として多い状況であることから、業務の精選を含め、引き続き取組を進める必要がある。

- 国の補正予算を活用し、各府立高校に最先端のデジタル化に対応した産業教育設備を大幅に導入したことにより、職業学科の教育環境が充実した。

一方で、府立学校施設の老朽化が進んでおり、近年の猛暑やコロナ対応に不可欠な空調や、生徒等から改善要望が高い、トイレ等の施設設備の整備・更新など、今後とも計画的に改修を進めていく必要である。

(推進方策5：学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進)

- 子どもたちの豊かな学びを進める上で、地域との連携は不可欠であり、コミュニティ・スクールを導入する学校が全校種で増加し、「地域とともにある学校」への転換が進んできている。

また、新たにNPO等の団体の活動を支援する地域交響プロジェクト推進事業を実施し、地域における子どもの学びや体験活動の環境づくりを進めた。

今後は、学校と地域が協働した学びを提供するとともに、地域における教育活動を推進することにより、社会全体で子どもたちを育てていく必要がある。

(推進方策6：文化振興と文化財の保存・継承・活用)

- 府独自に暫定登録文化財制度を導入し、地域の文化財の早期保存に取り組むとともに、文化財修理現場等の公開や高校における伝統文化体験に加えて、小学校での地域の文化財を題材とした学習など、文化の継承に向けた取組を行ってきた。

- 一方で「地域の自然や歴史について関心がある子どもの割合」が依然として低い状況にあり、府内の伝統文化の価値を発信する拠点である郷土資料館の機能充実などに取り組んでいく必要がある。

(まとめ)

- 令和3年度は新型コロナウイルス感染症への対策を進めつつ、子どもたちの学びの継続を図るとともに、課題解決型学習や学校のICT環境を活用した教育活動の実施、府立高校の在り方ビジョンの策定など、新たな時代の教育に対応する取組にも着手し着実に第2期教育振興プランの実現に向けた取組が進んでいると評価できる。

また、新型コロナの影響により様々な教育活動が制限される中、プランに掲げた185の数値目標の達成状況についても、目標に対して8割方達成している項目が60%を越えており、「概ね良好」な結果と評価することができる。

今後は、いずれの取組についても、実績や成果とともに課題等を検証し、よりよい取組とするために改善を加え、子どもたち一人一人の可能性を引き出し、本府教育の充実につなげていくことが求められる。

